

新型コロナウイルス感染症への対応について（重要）

山口県では、2月20日をもって「まん延防止等重点措置」が解除されました。

つきましては、こうした新型コロナウイルスの現在の感染状況を踏まえ、1月25日付文書でお願いしております項目のうち、「県外へ移動・滞在した場合は登校を控える」対応については解除をいたします。

なお、「新しい生活様式を踏まえた学校の行動基準」における感染レベルは、「レベル3相当」に据え置かれており、引き続き下記の対応につきましては、ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

下記の対応による自宅休養・自宅待機等の扱いは、「欠席」ではなく「出席停止」とします。

記

1 発熱等の風邪の症状がある場合の登校はしない

- ・ 風邪等の症状があり、普段と体調が異なる場合には、生徒・教職員も自宅で休養することとします。
- ・ 同居のご家族が感染もしくは濃厚接触者になった場合や、同居のご家族に風邪等の症状がみられる場合も登校させないようにしてください。

2 毎日の健康状態を確認する

- ・ 生徒及びご家族の皆様にも、検温と健康観察のご協力をお願いいたします。登校前に検温を行い、すでにお伝えしておりますリンク先のアンケートに検温結果等を入力して登校してください。
毎日同じリンク先からご回答ください。

3 登校時に発熱等の風邪の症状が見られた場合は自宅で休養するよう指導します

- ・ 風邪等の症状がみられる場合には、帰宅し、症状がなくなるまで自宅で休養するよう指導します。必要に応じ、医療機関で受診してください。安全に帰宅できるよう、保護者の来校をお願いする場合もあるかと思いますのでご協力をよろしくお願いいたします。

4 校内の対応

- ・ 授業や部活動において、密集する活動や近距離で接触する活動、近距離で一斉に大きな声で話す活動など、感染症対策を講じてもなお感染リスクが高い活動は行わないようにします。
- ・ 休み時間は、密集しない行動を心がけ、食事をする際には、自分の座席で前を向いて飛沫が飛ばないよう会話を控えてもらいます。